

## みなかみ町まちづくり協議会設置要綱

### (設置)

第1条 みなかみ町まちづくり基本条例(平成20年みなかみ町条例第31号)第16条第3項の規定に基づき、地区住民が一体となって、地域の特色と個性を活かしたまちづくりを進めることで、コミュニティの充実・強化を図り、地域の課題解決と住みよい活力ある地域を実現することを目的として、みなかみ町まちづくり協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

### (定義)

第2条 前条に規定する協議会とは、規約を設け、地区住民の総意に基づき、連携かつ協働して活動を行う団体で、次の各号に掲げる団体をいう。

- (1) 月夜野地区まちづくり協議会
- (2) 水上地区まちづくり協議会
- (3) 新治地区まちづくり協議会

2 前項に掲げる各協議会の区域は、別表のとおりとする。

### (所掌事項)

第3条 協議会は、地域の課題解決と住みよい活力ある地域を実現するための必要な事項について調査検討し、地域の特色と個性を活かしたまちづくりを实践する。

### (部会及び下部組織)

第4条 協議会は、その所掌事務に係る特定の事項について、調査及び審議するための部会を置くことができる。

2 協議会は、事業を円滑に行うための下部組織を設置することができる。

### (委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会規則で定めるものとする。

### 附 則

この告示は、平成21年6月5日から施行する。

別表（第2条第2項関係）

地区名	区 域（行政区）
<p>月夜野地区 まちづくり協議会</p>	<p>後閑区・師区・真政区・小川島区・南区・竹改戸区 中村区・下区・上区・町組区・上組区・小川区・湊尻区 和名中区・小和知区・下石倉区・上石倉区・上牧区 下牧区・大沼区・大峰区・奈女澤区</p>
<p>水上地区 まちづくり協議会</p>	<p>藤原上区・藤原中区・藤原下区・粟沢区・綱子区・幸知区 湯桧曽区・大穴区・鹿野沢区・小日向区・高日向区 寺間区・小仁田区・川上区・湯原区・阿能川区・谷川区</p>
<p>新治地区 まちづくり協議会</p>	<p>永井区・吹路区・猿ヶ京区・赤谷区・相俣区・浅地区 湯宿区・笠原区・須川区・谷地区・東峰区・恋越区 入須川区・塩原区・布施区・新巻区・下新田区・上羽場区 下羽場区・師田区</p>